

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第2期 第5回豊島区子どもの権利委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和3年12月24日（金）午後3時～午後5時	
開 催 場 所	Zoomによるオンライン会議 (区役所内参加者：本庁舎8階 教育委員会室)	
議 題	1 開 会 2 議 事 (1) 子どもの権利擁護センター機能の検討（事務局案）について (2) 「子どもの権利擁護に関する施策」に係る諮問に対する答申（骨子案）について (3) その他 3 閉 会	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	荒牧重人、安恩鏡、山下敏雅、佐賀豪、高田慶子、山本道子、平本浩実、島村繭子
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、保育課長、放課後対策課長、庶務課長、指導課長
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員、子育て支援課庶務・事業係長、子育て支援課子どもの権利第1係長

審 議 経 過

【開 会】

事務局より資料確認

【協議事項】

会 長 12月21日に閣議決定として子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針が決められました。「こどもまんなか社会」を目指すということで、行政組織の名前として「こども庁」から「こども家庭庁」になったということですが、この経緯を含めて法案の内容を見守りたいと思います。しかし、豊島区をはじめ自治体の条例作りからどこまで学んだかということについてはその制定過程や内容において学んだ方がいいと思いました。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料1】説明

会 長 今日の運営は、最初に事務局の説明に対する質問、その次に「区民の立場・子どもの立場からみてどうか」、最後に、権利擁護委員から意見を聞くという構成にしたいと思います。この問題は答申のメインでありますので、時間をとって皆さんの発言を求めたいと思います。まず、事務局の説明についての質問はありますか？

委 員 子どもが一番悩みをもつ場所は、学校に原因がある場合が多いのではないかと思います。経済的困窮を除きますが、いじめ・学習の悩み・友達関係・交際相手といった悩みが、私自身の経験ですと学校の保健室だとかで子ども達が話をするが多かったのですが、今はスクールカウンセラーが週に1回来たりしているので、そういうところでの悩みも多いと思います。今、いじめが社会的に非常にクローズアップされている時に問題だなと思うのは、学校の中だけでなんとかしようとして、うまくいかない場合に大変な事件になることがあると思います。学校の中でとらえた「子ども達が子どもの権利を侵害している事例だな。」というときに、この中には学校からのものが全くないのですが、学校の先生だけでは仕方がないねというときに相談したいというときに、それを吸い上げるような機能や場面はどこかにないのでしょうか？

事 務 局 ご指摘のとおり、この図の中には学校の子どもの相談に対応している教育センターやスクールカウンセラーという大事な言葉が抜けておりました。きちんと教育センターやスクールカウンセラーとも連携しながら対応していきたいと思います。また、区立小・中学校のタブレットでアシスとしまに繋がっていますので、そこから直接も子ども達の意見は吸い上げられると思います。学校との連携という部分はこの図の中から漏れておりました。貴重なご意見をいただきありがとうございますございました。

委員 ありがとうございます。ぜひ忘れずに取り上げてほしいと思います。

会長 いかがですか？

委員 私のイメージとしては、子どもの権利擁護委員会を中心として、その下に調査員とか相談員が位置付けられるというセンターを想像していましたが、この案を見ると、権利相談員がかなり中心になっている気がしていますが、この2名は新設される職ですか？

事務局 子どもの権利相談員として新設したいと考えております。また、この仕組みは子どもの権利擁護委員会が中心となって運営していただきたいと考えております。この図ですと子どもの権利相談員が赤枠で中心になって子どもの関係各施設と繋がるというような見え方になっていてわかりづらく、これから図の作り方も修正していきたいと思っております。

会長 それでは、区民の立場、学校の立場、権利擁護委員会の立場からどうかという順でお聞きしたいと思います。いかがですか？

委員 先ほど学校のことを言いましたが、地域のことで言うと、ちょっと目立つのが、相談したくても、それを知らない外国籍の子どもや、虐待ではなくて困窮しまっていて親子とも食べるものにも困っているような相談をどこに持っていったらいいかというときに、はたしてアシスとしまにいけるのかな？という気がしないでもないのです。それを受け止めるのが私達のような地域の民生委員や隣近所の方々ですが、私達がそれをアシスとしまに繋げられるかな？と思います。子どもの権利相談員も2名では少ないと思うのです。なぜ2名になったのでしょうか。地域が捉えた子どもや家庭の問題を引き受けるところがアシスとしまになってしまうの？など納得がいかないところでもありますがいかがでしょうか。

会長 これも検討課題といたします。いかがですか？

委員 私はこの図の中では子ども食堂に関わっていますのでその立場から見ますと、アシスとしまからの矢印が子ども食堂に向かっているだけですが、矢印の方向はお互いにということ私達がアシスとしまに向かうこともあると考えて良いということですよ？

それから、子ども食堂をやっているNPOで、区と協働しながら月に一度のフードサポートを区民ひろばでやっています、困窮している方にお届けをしているときに、各種団体の方が手助けというか、たとえばCSWが「お困りのことはありませんか、気になっていることはありませんか。」というお手紙や相談をするところのパンフレットを差し上げています。それを吸い上げて、今の時点ではアシスとしまに集約されていると思っています。毎回500近い世帯にお届けしているので、ある意味、それはひとつの流通となってここ一年くらいですが進められているのではないかと考えています。

会長 ありがとうございます。お願いします。

委員 私はいま身近に子どもがいないので、近所の人としてこの仕組みを知っておきたいのですが、なかなか難しいというか、アシスとしまにどうやって繋ぐのかなど具体的によくわからないので、地域の人たちもわかるようなものがあると良いなと思います。学童がメインで書いてありますが、未就学児の子ども達に対しては保護者も含めてどういうふうになっているのか気になっているところです。

会長 ありがとうございます。学校の立場からこの子どもの権利擁護相談機能についていかがですか？

委員 実際にタブレットを使ってアシスとしまに相談した子どもも生徒もいますので、子ども達からアシスとしまに相談するならばこのタブレットになっていくのかなと思います。ただ、それが出来ない子どももいますので、学校としては子ども家庭支援センターと連携をしながら、いまは各家庭でのトラブルが上がってくるケースが非常に多いので、状況によっては児童相談所に入っただきながら対応している状況です。アシスとしまに行く場合は「子ども家庭支援センターを通じて？」それとも事務移管をしたら「子ども若者課を通じて？」と、この図を見ながら整理していましたが、流れというか動きが見つらく、どこが中心になってこれが作られるべきなのかなと、矢印というか動きを考えていました。あとはもう少し学校であったり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを含めた全体的な動きを、あくまでもメインは子どもですから、子どもを中心とした動きを載せていただいたほうがよろしいかなと思いました。

会長 ありがとうございます。いかがですか？

委員 いろいろ話を聞くと、2名配置で、仕事量など訪問相談に加えて、権利救済の説明をしたり検証をしたりモニタリングをしたり広報活動をしたりといろいろな役割があると思いますけれども、それをこの2名で担うことができるのか想像ができません。うまく機能するのかまだ見えないと思います。

会長 ありがとうございます。それではどのように権利擁護機能を果たしたらよいかを話してください。

委員 少し議論が混乱しているように思いますが、まず、貧困家庭の支援等は、必要ならばそういった各種支援を行う機関のほうに相談してほしいなと思います。この図の最後の権利擁護委員の人権救済の手続きで過去に私がやったことをご紹介させていただくと、豊島区の子どもの権利擁護委員としてやったことはありませんが、弁護士会の子どもの人権110番では、学校の規則が子どもの権利侵害ではないかというケースがあります。共学の学校で、校則のルールが一方的で女子生徒の人権の取り扱いがあまりにも不平等だという申立てで、権利侵害性を認めて勧告を出したことがあります。他にも施設の対応だとか、学校の退学処分などについての申立てもありました。ですので、人権救済の

申立てというのは、勧告を出して是正を求めることが基本的な役割となってきます。いま各委員から意見が出ている、困っているご家庭の支援を私たちがやるとするならば、そういった支援をやらない機関に対して勧告を出すという相談を権利侵害として訴えていただく場面が人権救済の申立てだと考えていただければと思います。ただ、今までそういった仕組みがない中で山下先生とやってきた活動でも、まさに支援機関に繋ぐこともさせていただきましたので、困っているご家庭があればこちらに相談をしてもらえればと思いますが、アシスとしまにすべての相談窓口を集約しているということでもないので、関係機関でうまくいかなかった場合にはアシスとしまに持ってきてもらって、その機関が動いていないことについては是正をするということで私たちを使っていたということが新たに、この制度の中で使い勝手が増すと考えていただければ、アシスとしまを使う意味が多少見えてくるかなと思います。制度それ自体を整理したほうが良いかなという観点でお話しさせていただきました。

会 長 相談はいくつあってもいいですが、アシスとしまには何でも相談していいのですよね？

委 員 何でも相談して良いのですが、「子どもに関する相談は全てアシスとしまにしなければならぬのかな。」と疑問をお持ちのようにみえたので、そうではなく、いろいろな相談窓口に行っていて良いですし、権利擁護委員に繋がる相談窓口になるという、今までの相談窓口とは違う役割があるをご認識していただければと思います。

会 長 アシスとしまに増員する2名の子どもの権利相談員は何でも受け付けるということの基本として、その中から権利侵害に関わることは権利擁護委員が区別すると考えて良いですか？

委 員 その通りだと思います。

委 員 新しいことが始まり、対応の件数が増えて活動の幅が広がる新たな仕組みづくりということでワクワクしています。この11年間、最初は豊島区の職員にすら知られていないところからスタートして、子ども家庭支援センターにぶらさがっていましたが、子ども家庭支援センターにも協力弁護士が入っていて、私たちは根無し草のような状況でした。今は逆に権利擁護委員に相談したいのにどこに行けばいいですかという状態になっていて、たまたま保護者の方が私の事務所に連絡をしてくれて繋がって動いているということもありますし、最近、別の弁護士がツイッターで全国の子どもの権利擁護委員の連絡先一覧を作り、そこに東部子ども家庭支援センターの電話番号が載っています。要するに、子どもの権利擁護委員に相談したい、場合によっては申立てをしたいというときにどこに行けばよいのか区民にとって全くわからない状態だったという問題もあります。

次に、私たちにとっても、2、3人しかいなくて、本当はもっといろいろなところへ行って事件をキャッチしたいということについては、専門員が加わってタッグを組める

ようになると、弁護士としての自分の通常業務をしながら、こまめに連絡が来たとき専門員が調整してくれて、私が専門員さんにアドバイスしながら調整をしていくことによって対応の幅を増やしていけるでしょう。3つ目に、こちら側から広報や情報提供をしていくことについて、今まで権利擁護委員だけではできなかったことが、誰かと組むことによって、「ここに来てください。」「こういうふうに権利が守られますよ。」といった広報もより積極的にできていったらと思います。たしかに今はアシスとしま自体の周知がこれからということで、ここに一般区民や子どもたちが来てくれるかどうかということがありますが、むしろ逆に、今までの11年間で窓口すらなかったところから、「ここにきてください。」と呼びかけるための取っ掛かりの場所としてこれから機能していき、2名では足りないくらい来てくれるようになって、人数を膨らましていけるようにできればいいなと思っています。

ひとつ気になっていたのは、権利擁護委員には独立性があって、専門員もそこにぶらさがる形になるので、相談者は行政機関に相談していることになるのか、それとも独立性のある権利擁護委員に相談していることになるのかというところが形の上で区別ができていて、同じ人が兼ねるにしても独立性に配慮することが大事だと思います。しかし逆に、困りごとを抱えているお子さんは、権利擁護委員だとか権利侵害の問題だと意識して相談するほうが稀です。最初から権利擁護委員に相談したい人は窓口に行けば良いし、なんとなく困りごとがあって相談に行くと、本人が条例や権利の問題だと気づいていなくてもそこで相談員がこれは権利擁護委員が入ったほうが良いと掬い上げて繋がるのであればすごく素敵な仕組みだと思います。この11年間、直接権利擁護委員に来て私たちが動いていたのが、相談員がキャッチしてくれることで増えるパターンもあるでしょうし、逆に、相談員さんを必ず最初に通さないといけないとなってしまうと、今までダイレクトに私のところに来ていた人が来づらくなるのは本末転倒なので、従来の形も活かしつつということにすれば素敵な取り組みであり、2名が、5名、10名と巨大組織化できるようにしていきたいなと思っています。

会 長

ありがとうございました。事務局案は、現状を踏まえたうえで「豊島区らしさ」を十分に活かすということですが、問題になっていることは、図の2番目「子どもの権利擁護相談機能（案）」が子どもにもわかるように作るということと、その場にいるスタッフの研修とともに、アシスとしまに繋がるということをどのようにしたらよいかということだと思います。現状を踏まえて豊島区らしさを出すためにはどのようにしたらよいかというについての意見はありますか？また、権利擁護委員の独立性も問題になると思います。この図からだとも独立性が見えていません。権利擁護委員のもとに権利相談員がいて、権利擁護委員の指示のもとに権利相談員が動くということをもっと明確にする必要があるように思います。豊島区の現状を踏まえて子どもの権利擁護の相談機能、救済機能を発展させるためにはどのようにしたらよいかについても事務局案で十分かどうか、意見をください。

委 員

豊島区らしさに関しての意見です。個人的知見からですが、5年前くらいから全国の子どもの権利擁護委員の研究会に参加しています。他の自治体でこの権利擁護のシステ

ムが発したときは、学校のいじめの問題で保護者が権利救済を求める案件をメインにしていることが多かった。今日の資料を見ると、訪問相談など福祉のほうにかなり主眼が置かれ、学校が抜けていることを指摘されるくらい福祉スタートになっている点はすでに豊島区の特徴となっていると思います。当然、学校を軽視するわけではありませんが、保護者から声が出ない部分、子どもから直接声を吸い上げようとするスキームは、豊島区は子ども食堂などの資源を活用しながら相談に繋げるというところをアピールしても良いと思います。

会 長 ありがとうございます。外国籍や貧困家庭の子どもについても地域の課題として挙げられましたけれど、いまの発言についていかがでしょうか。

委 員 担当分野に相談を振り分ける必要があるのはもちろんで、地域の民生委員はまずどこに相談するかということでアシスとしまがあることもわかるのですが、この図で見ると、権利相談員が中心にいてそれがどう関わるかのような図になっているので、相談主体の子ども達、あるいは地域の人が悩みを持った時にどういうルートでどういう相談をできるのか、相談した先の権利相談員がどのように繋げてくれるのか。それから、直接権利相談員ではなくどのようなところに相談する場所があるのかということが具体的にわかる図を作っていただいたほうが良いです。これだと、「権利相談員が中心にいますよ。」「この人たちはこういうことをしていますよ。」と少しわかりづらい図になっていますね。こんなに相談する窓口があって、どこに行ったらよいかわからないときにはアシスとしまが受けてくれる、権利侵害であれば権利擁護委員に繋げてくれるといったように、相談する主体の子ども達が真ん中にいて どういうふうに相談を繋げていくのかわかるような図にしてもらいたいなと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局はどうですか？

事 務 局 図の作り方につきましてはわかりづらい部分をこれからブラッシュアップしていきます。貴重なご意見ありがとうございます。また、貧困や外国籍の子どもの対応につきまちはアシスとしまで対応することもありますし、家庭に関わることは子ども家庭支援センターも関わっております。この図だと個々に向けての一方方向になっていますが、実際には双方向でやっておりますので、その部分もわかるような図にしていきたいと思います。別途、教育委員会からもご説明させていただきます。

教育部長 この図には学校が書かれていないので、学校を入れるべきだと思います。タブレットパソコンはその手段の一つだと思っています。不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーと、子ども達を取り巻く環境は非常に厳しい状況になってきていまして、守備範囲が広すぎて学校だけではもう対応できないということから、地域、関係機関、保護者を含めて学校ごとの対策委員会を開いて定期的に民生委員、主任児童委員に入ってもらって情報共有の場も作っております。その中にはスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセ

ラーも入っているのでそうした地域の情報をもとに、関係の福祉機関に繋げる、その中にアシスとしまも入っているというのが教育委員会の考え方です。

委員 子どもを中心にした図でないと、という意見は本当にその通りだと思いました。子ども主体だとどういうふうに繋がるのかという視点で作らないといけないな、と思いました。この図は、シンプルに作るとアシスとしまの相談員や権利擁護委員がいるというところがむしろアウトリーチで、なかなか子ども達自身がそれでいきなり権利擁護の相談というわけではなく、実際11年間やってきても子どもの近くにいる大人が権利擁護委員に繋げてくれているのと私がジャンプに行っているというのもあって、さらにそれを人員が増えることによって拡充することでジャンプだけではないいろいろなところへアウトリーチをすることによって掬い上げようという想いの表れだとこの図に対しては解釈しています。拾い上げていくことと合わせて、ゆくゆくは子ども達やその近くにいる大人が「これは権利擁護の話だね。」、あるいは「子ども家庭支援センターや児童相談所、学校が動いてくれないね。」となったときに動いてもらうために権利擁護委員にいけばよいことをより周知できるように、認知が広まっていくようにすることと、こうして相談員が加わることでさらにアウトリーチで拾い上げていこうとする理念の厚さがわかるようなものと、子どもが主体だということでさらに良い図になるといいなと思います。たぶん他の自治体ではそこまでアウトリーチはしていないと思います。

会長 ありがとうございます。

委員 違う話になりますが、タブレットの相談について、仕様が「匿名性を守ります。」ということになっているようです。そのため、情報共有がその後の相談所に繋がられない不具合が出ています。タブレットの利用は匿名性があるからこそ子どもも相談がしやすいのでしょうか、その後の相談をどう繋げていくかのルール作りを別途考えていただきたいなと思います。

会長 相談救済機能を一つの図で表すのは難しいですが、この図を子ども中心にして、皆さんが指摘するように学校の位置づけをきちんとするというのと、子どもにわかるようにすることが区民へのわかりやすさに繋がると思います。そしてもう一つ図を作って子どもの貧困、外国籍といった個別の問題の救済方法があることを伝えておくことも一つの方法だと思います。

子ども家庭部長 ご意見ありがとうございました。様々な個別の課題についてわかりやすい図がもう一つあることは非常に有効だと良いと思います。今回の図につきましては、子どもの権利擁護センターの機能の説明についての図ですので、本日いただいたご意見を踏まえてよりわかりやすい図になるように改善いたします。これとは別に、機能を拡充したときに他に相談できる場所があるかを子ども、区民の目線での図を作りたいと思います。

事務局 【資料2】説明

会 長 この現行制度の課題について、事務局が以前にも説明しましたが、課題1、課題2についてはこのままでいいですか？全体の構成は良いですね。問題は、課題の部分で、このような課題で良いのか、現役の権利擁護委員は良いとのことですが、他の委員はどうでしょうか。

委 員 今までやってきたことはやりつつ、新たに仕事を増やすという認識でよいのですか？

会 長 確実に仕事は増えると思います。

委 員 増えるのは構わないのです。「今までやってきたことをやめて、新しいことに専念せよ。」ということではありませんよね。これまでやってきたことも続けられることは続けたいと思います。

事 務 局 今までやってきていただいたことが豊島区らしさでありますので、こちらとしても今までのことも縮小せずに、そこに拡充してまた新たなことをやっていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひいたします

会 長 2名の相談員ですが、実績のない中での2名の増員は困難がいろいろとあると思いますのでよろしくお願ひします。答申の骨子についてはこれでよいですか？次回の委員会で、「これで良いか。」という案を提示したいと思います。

事 務 局 【参考資料】説明

会 長 答申Ⅱの1「豊島区の子どもの権利擁護に関する施策の推進について」は議題の1、2で議論していただいたところですが、(2)として子どもの居場所についてということがひとつ必要だと思いますし、広報啓発について、子どもの権利擁護施策に関わっての広報啓発研修ということ載せたいと思います。子どもの居場所の施策がどうなっているかについて事務局に追加で調べてもらいました。この点についてご質問はありますか？

委 員 回答を整理していただいてありがとうございました。コロナという未曾有の状況の中、社会防衛のために権利制限があって、いろいろなところで「権利保障とはなんだろう。」という場面向き合わなければならない状況の中でも、出来るだけ子どもの居場所、遊びや文化の権利を保障し、成長や人とつながる場を一生懸命保障されるように努力されているのを実感したというのが率直な感想です。個々の事業では「以前のように活動できなかった。」と、お子さんによっては不満もあったかもしれませんが、全体として自治体や地域によっては後回しになってしまいがちなこともありうる中で今回の回答には豊島区らしさを実感しました。

委員 「外国にルーツを持つ子ども達のために取り組んだことがあれば」という記載になっていますが、事業によっては外国人も日本人も関係なくやっている事業もあったのではないのでしょうか。そうすると、あえてコメントがない事業は何もしていないかのような報告になってしまったのではないかと思っています。プログラムの内容として、外国人と日本人とで別対応しなくてはならないものであれば、「外国人に対してはこうしました。」と書くことがあるのですが、外国人と日本人そもそも関係なくやることが前提の事業に関しては、意識なく記載がなかったのではないかなと思うので、そういう事業には可能であれば補足をしてプラスの評価をしてあげたほうが良いかなと思いました。

事務局 調査の対象にした事業は、おおむね区別はせず実施している事業になっております。敢えて書いていないという形です。

委員 そうですね。区別することなくやったからそれが逆に良かった事業もあったと思います。

会長 子どもの権利保障に関する項目に置いたこと自体が評価に値すると思います。指摘についてはどうでしょうか？

委員 外国籍の子ども向けについての記述はそれほどありませんが、23番「生涯スポーツ推進事業」のように「希望があれば関係なくやりました。」とか、「柔軟に対応しました。」くらいのことは書けたと思うので、現場では意識されていなかったのではないかなと思います。

会長 この記述で良いでしょうか？

委員 そのように評価して見るのならば良いと思います。書いていないからとマイナス評価にされてしまうのはかわいそうかなと思います。

会長 私は、マイナス評価になるようには読み取りませんでした。

委員 14番「子ども食堂ネットワーク」ですが、国籍を問わずにやっています。だんだん月ごとに外国籍の子が増えてきています。実態としては、子ども食堂でも3分の1、フードパントリーも3分の1以上は外国籍の子です。

先生 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、一番目、二番目の議題について、今気づいたことはありますでしょうか。本日の議事について全て終了いたしました。これにて、第2期第5回子どもの権利委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。